



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例……………(人事課)……8
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………()……8
- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………()……10
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………()……11
- 大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例……………(社会福祉課)……11
- 大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……11
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………()……12
- 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の一部を改正する条例……………(クリーンセンター企画総務課)……12
- 大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例……………(農業委員会)……13
- 大和高田市公民館条例の一部を改正する条例……………(生涯学習課)……13
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(議会)……13

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……13
- 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………()……14
- 平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………()……16
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課)……17
- 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(産業振興課)……21
- 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市立病院総務企画課)……24
- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則……………(企画法制課)……24
- 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……26
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則……………(自治振興課)……31

訓令

- 大和高田市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……………(財産管理課)……31
- 作業班設置規程及び大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企画法制課)……33

告示

- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定……………(地域包括支援課)……33
- 大和高田市産業振興協議会設置要綱……………(産業振興課)……34

○職権による消除	(市民課)	35
○引取りのない自転車等の処分	(生活安全課)	35
○大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示	(社会福祉課)	36
○大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示	(〃)	39
○大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示	(〃)	40
○し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示	(環境衛生課)	41
○使用料収納事務委託の告示	(〃)	41
○平成23年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表	(財政課)	41
○大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	(社会福祉課)	78
○公示送達	(収納対策室)	78
○指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	(地域包括支援課)	79
○指定管理者の指定	(社会福祉課)	79
○指定管理者の指定	(〃)	80
○平成23年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)	80
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	80
○大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示	(環境衛生課)	81
○大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部を改正する告示	(企画法制課)	81
○大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示	(社会福祉課)	82
○平成23年度固定資産の評価等の固定資産課税台帳への登録	(税務課)	82
○公共工事発注見通しの公表	(契約監理室)	82
○使用料収納の事務委託	(生活安全課)	83
公告		
○下水道法の規定により認可を受けた事業計画の変更案の縦覧	(下水道課)	83
○敷枝池田地内管渠工事(25)・給配水管移設工事(G25)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	84
○高3枝市場地内管渠工事(24)・給配水管移設工事(G24)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	86
○都市計画事業の事業計画の変更	(都市計画課)	88
○都市計画事業の図書の写しの縦覧	(〃)	88
○財務会計システム再構築業務委託事業者の選定に係る手続開始の公告	(会計課)	89
○平成23年度春期急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種の実施	(健康増進課)	89
○農地利用集積円滑化規程の公告	(産業振興課)	90
○農用地利用集積計画の縦覧	(〃)	90
教育委員会		
○夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則	(学校教育課)	90
○総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(体育振興課)	94
○大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則	(教育総務課)	94
○大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(〃)	95
○大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程	(〃)	96
○3月臨時委員会の招集	(〃)	96
○3月臨時委員会の招集	(〃)	97
○大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示	(学校教育課)	97

選挙管理委員会

○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(選挙管理委員会)	97
○選挙管理委員会の招集……………	(選挙管理委員会)	98
○選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所……………	(〃)	98
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙におけるポスター掲示場の設置所等……………	(〃)	98
○平成23年3月23日現在の奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(〃)	98
○選挙管理委員会の招集……………	(〃)	99
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における大和高田市期日前投票所……………	(〃)	99
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者の選任……………	(〃)	99
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	99
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一性等に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	100
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票の記載場所……………	(〃)	100
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における期日前投票立会人の選任……………	(〃)	100
○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	(〃)	100
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所……………	(〃)	100
○平成23年3月31日現在の奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………	(〃)	101
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数……………	(〃)	101
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における各投票区の投票所……………	(〃)	101
○平成23年4月10日執行の奈良県知事及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所……………	(〃)	101
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所……………	(〃)	102
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者……………	(〃)	102
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における大和高田市期日前投票所……………	(〃)	102
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者……………	(〃)	102
○平成23年4月1日執行の奈良県議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	102
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員総選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき等におけるくじを行う日時及び場所……………	(〃)	103
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙に		

おける各投票区の投票管理者及びその職務を代理する者……………	(選挙管理委員会) ……	103
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所……………	(〃) ……	103
○平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票立会人の選任……………	(〃) ……	103
○平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票立会人の選任……………	(〃) ……	103
○選挙管理委員会の招集……………	(〃) ……	104
農業委員会		
○農業委員会4月定例委員会の招集……………	(農業委員会) ……	104
公営企業		
○大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程……………	(水道総務課) ……	104
○水道料金等の収納事務の委託……………	(〃) ……	105
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(水道工務課) ……	105

公布された条例のあらまし

◇大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

職員の定義において、常時勤務する一般職に属する職員のうち臨時的に任用される者を除くことを明記するとともに、市立病院に勤務する看護師の増員により看護体制の充実強化を図るため、職員の定数を増員するものです。

2 改正の内容

市立病院事業部局の職員の定数を415人から35人増員し、450人とします。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律」による「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、非常勤職員が育児休業及び部分休業をすることができるようになることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 育児休業

ア 育児休業をすることができない非常勤職員について、一定の在職期間や在職の見込みがないもの等とすることを規定します。(第2条第3号関係)

イ 非常勤職員の育児休業の期間について、原則として子が1歳まで、夫婦ともに育児休業をしている場合は1歳2ヶ月まで(育児休業の期間は最長1年間)、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合等には1歳6ヶ月までとすることを規定します。(第2条の2関係)

ウ 非常勤職員の再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定します。(第3条関係)

(2) 部分休業

ア 部分休業を請求することができない非常勤職員について、一定の在職期間がないもの等とすることを規定します。(第19条関係)

イ 部分休業の承認は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内(最長2時間)等とすることを規定します。(第20条関係)

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

審議会等の委員のうち、年額報酬を支給するもの(体育指導員を除く。)の報酬を日額制に改めるとともに、その報酬額を定めるものです。

2 改正の内容

報酬を年額制から日額制に改める委員とその報酬額は、次のとおりです。

支給対象	現 行	改正後
民生委員会推薦会の委員	年額 6,000 円	日額 3,000 円
介護保険運営協議会の委員	年額 35,000 円	日額 12,000 円
廃棄物減量等推進審議会の委員	年額 35,000 円	日額 12,000 円
社会教育委員	年額 35,000 円	日額 12,000 円
文化財保護審議会の委員	年額 35,000 円	日額 12,000 円

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

奈良県教育委員会の教職員の特殊勤務手当に準じて、大和高田市立高田商業高等学校の教員の部活動指導業務手当を見直すものです。

2 改正の内容

部活動の指導業務従事が8時間以上となる場合の単価を現行の日額2,400円に600円増額し、日額3,000円に引き上げます。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

奈良県外で療育手帳をもとに福祉医療の助成を受けていた人が、奈良県に転入し、奈良県の療育手帳を申請した場合、奈良県発行の療育手帳の交付を受けるまでの期間、心身障害者医療費助成の対象とならないことを解消するものです。

2 改正の内容

障害の程度が奈良県発行の療育手帳のA1又はA2に相当する者である場合について、他の都道府県等で既に療育手帳の交付を受けている知的障害者又はその保護者が、奈良県において手帳の交付申請をした場合、奈良県発行の療育手帳が交付されるまでは、他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなし、心身障害者医療費助成制度の対象とすることとします。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）の公布により、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することとされたことに鑑み、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 出産育児一時金の支給額の引上げ（第5条関係）
（現行）「35万円」→（改正後）「39万円」※4万円増
- (2) 附則における特例措置の廃止（附則第2項関係）
暫定的な特例措置の規定を廃止します。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険税の基礎課税額の限度額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げを行うものです。

2 改正の内容

平成22年度の税制改正によって医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額を定める国の基準が、医療分を47万円から50万円とし、後期高齢者支援金分が12万円から13万円に引き上げられていることから、本市においても中間所得者層の負担緩和を図るため、国の基準どおり課税限度額を改定するものです。

- (1) 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額の引き上げ（第2条第2項、第21条関係）
（現行）「47万円」→（改正後）「50万円」※3万円増
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ（第2条第3項、第21条関係）
（現行）「12万円」→（改正後）「13万円」※1万円増

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正の趣旨に鑑み、「大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に土地の占有者等に対する努力義務として、他の者によって不適正に処理された廃棄物を発見したときの通報に関する規定を追加するとともに、「大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例」における同法の引用規定の改正を行います。

2 改正の内容

(1) 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（一部改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第2項において土地所有者等に係る通報の努力義務が創設されたことに鑑み、他の者によって不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地の占有者等の通報の努力義務を創設します。

(2) 大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例（一部改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項が追加されたことに伴い、同法の引用規定を改正します。

「同条第8項」 → 「同条第9項」

「同条第7項」 → 「同条第8項」

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

農地面積や農業者数が減少し農業を取り巻く環境が大きく変化したこと及び本市の財政事情などを考慮し、農業委員会の選挙による委員の定数を削減するものです。

2 改正の内容

農業委員会の選挙による委員の定数を現行の16人から2人減らし14人とします。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市公民館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公民館で実施する各種事業の企画実施については、社会教育委員の会議において調査審議することとし、社会教育に関する諸計画の立案の効率的な運営を図ため、大和高田市公民館運営審議会を廃止するものです。

2 改正の内容

大和高田市公民館運営審議会の設置規定（第5条）、委員の定数及び任期に係る規定（第6条及び第7条）を削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とします。

3 施行期日

平成23年4月1日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

議員報酬の引下げ、期末手当の特例措置の廃止を行うものです。

2 改正の内容

議員報酬の月額は、次のとおりです。

（議長） 670,000円→618,000円

（副議長） 580,000円→535,000円

（議員） 540,000円→498,000円

3 施行期日
平成23年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

大和高田市職員定数条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「属する職員」の次に「（臨時的に任用される者を除く。）」を加える。

第3条第1号イ中「415人」を「450人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

（ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時

間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。))」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。))」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第3号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、公民館運営審議会の委員」を削る。

別表第1中

「

民生委員推薦会の委員	年額	6,000円
------------	----	--------

」を

「

民生委員推薦会の委員	日額	3,000円
------------	----	--------

」に、

「

介護保険運営協議会の委員	年額	35,000円
--------------	----	---------

」を

「

介護保険運営協議会の委員	日額	12,000円
--------------	----	---------

」に、

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	年額	35,000円
----------------	----	---------

」を

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額	12,000円
----------------	----	---------

」に、

「

社会教育委員	年額	35,000円
--------	----	---------

公民館運営審議会の委員	年額	35,000円
-------------	----	---------

」を

「

社会教育委員	日額	12,000円
--------	----	---------

」に、

「

文化財保護審議会の委員	年額	35,000円
-------------	----	---------

」を

「

文化財保護審議会の委員	日額	12,000円
-------------	----	---------

」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第4号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項第4号中「2,400円」の次に「（8時間以上行いう業務 3,000円）」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「奈良県から」を「奈良県の」に改め、「療育手帳」の次に「（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第6号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

条例第7号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改める。

第21条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度分の国民健康保険税から適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の一部を改正する条例

（大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 占有者は、その占有し、若しくは管理する土地又は建物において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報するように努めなければならない。

第36条中「ことができる」を削る。

（大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用する。

条例第10号

大和高田市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公民館条例の一部を改正する条例

大和高田市公民館条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条例第11号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「670,000円」を「618,000円」に、「580,000円」を「535,000円」に、「540,000円」を「498,000円」に改める。

第5条第2項中「者は」を「者が」に、「基準日前」を「基準日以前」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

規 則**規則第35号**

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の65」に改める。

附則第4項中「平成22年6月」を「平成22年12月」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

規則第36号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5への表中「

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
82
82
82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
88

」を

「

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

規則第37号

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田誠克

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(平成18年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条第1項第1号中「)切替日)を「)切替日)に改め、「)である者)の次に「(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)」を加え、「に給料表の適用を異にする異動)の次に「又は初任給基準異動)を加え、「、当該給料月額)を「当該給料月額)に、「100分の99.76)を「100分の99.59)を乗じて得た額、基準日において減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次条第1項において「減額改定対象外職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象外職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83)に改め、同項第2号中「)切替日)を「)切替日)に、「、当該給料月額)を「当該給料月額)に、「100分の99.76)を「100分の99.59)を乗じて得た額、基準日において減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83)に改め、同項第3号中「)切替日)を「)切替日)に、「、当該給料月額)を「当該給料月額)に、「100分の99.76)を「100分の99.59)を乗じて得た額、基準日において減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83)に改め、同項第4号イ中「、当該給料月額)を「当該給料月額)に、「100分の99.76)を「100分の99.59)を乗じて得た額、基準日において減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83)に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第5条第1項中「100分の99.76)を「100分の99.59)を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象外職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象外職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83)に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

規則第41号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	2,000	2,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	6,400	
	39	2,900	3,800	6,400	
	40	2,900	3,800	6,400	
	41	3,100	4,100	6,600	
42	3,100	4,100	6,600		

43	3,100	4,100	6,600	
44	3,100	4,100	6,600	
45	3,200	4,300	6,800	
46	3,200	4,300	6,800	
47	3,200	4,300	6,800	
48	3,200	4,300	6,800	
49	3,300	4,500	6,900	
50	3,300	4,500	6,900	
51	3,300	4,500	6,900	
52	3,300	4,500	6,900	
53	3,400	4,800	7,000	
54	3,400	4,800	7,000	
55	3,400	4,800	7,000	
56	3,400	4,800	7,000	
57	3,500	4,900	7,100	
58	3,500	4,900	7,100	
59	3,500	4,900	7,100	
60	3,500	4,900	7,100	
61	3,600	5,100	7,200	
62	3,600	5,100	7,200	
63	3,600	5,100	7,200	
64	3,600	5,100	7,200	
65	3,700	5,300	7,300	
66	3,700	5,300	7,300	
67	3,700	5,300	7,300	
68	3,700	5,300	7,300	
69	3,800	5,400	7,400	
70	3,800	5,400	7,400	
71	3,800	5,400	7,400	
72	3,800	5,400	7,400	
73	3,900	5,500	7,500	
74	3,900	5,500	7,500	
75	3,900	5,500	7,500	
76	3,900	5,500	7,500	
77	4,000	5,600	7,500	
78	4,000	5,600		
79	4,000	5,600		
80	4,000	5,600		
81	4,100	5,800		
82	4,100	5,800		
83	4,100	5,800		
84	4,100	5,800		
85	4,100	5,900		
86	4,100	5,900		
87	4,100	5,900		
88	4,100	5,900		
89	4,200	6,100		
90	4,200	6,100		

91	4,200	6,100		
92	4,200	6,100		
93	4,300	6,200		
94	4,300	6,200		
95	4,300	6,200		
96	4,300	6,200		
97	4,400	6,300		
98	4,400	6,300		
99	4,400	6,300		
100	4,400	6,300		
101	4,400	6,400		
102	4,400	6,400		
103	4,400	6,400		
104	4,400	6,400		
105	4,500	6,500		
106	4,500	6,500		
107	4,500	6,500		
108	4,500	6,500		
109	4,500	6,600		
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		
117	4,700	6,800		
118	4,700	6,800		
119	4,700	6,800		
120	4,700	6,800		
121	4,700	6,900		
122	4,700	6,900		
123	4,700	6,900		
124	4,700	6,900		
125	4,800	6,900		
126	4,800	6,900		
127	4,800	6,900		
128	4,800	6,900		
129	4,900	6,900		
130	4,900	6,900		
131	4,900	6,900		
132	4,900	6,900		
133	4,900	7,000		
134	4,900	7,000		
135	4,900	7,000		
136	4,900	7,000		
137	4,900	7,100		
138	4,900	7,100		

	139	4,900	7,100		
	140	4,900	7,100		
	141	5,000	7,100		
	142	5,000			
	143	5,000			
	144	5,000			
	145	5,100			
	146	5,100			
	147	5,100			
	148	5,100			
	149	5,100			
	150	5,100			
	151	5,100			
	152	5,100			
	153	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

規則第6号

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則を次のように定める。

平成23年3月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市、奈良県信用保証協会及び取扱金融機関が連携し、市内の中小企業者の金融の円滑化を図るための融資制度及び金融負担の軽減を図るための補給制度を定め、その経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 取扱金融機関 この規則に定める市内の中小企業者に対する金融の円滑化及び金融負担の軽減に関して市長と覚書を締結した金融機関をいう。
- (3) 奈良県信用保証協会 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)の規定により設立された奈良県信用保証協会(以下「保証協会」という。)をいう。

(制度融資)

第3条 この規則により市内の中小企業者に対して実施する融資(以下「制度融資」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市特別融資
- (2) 大和高田市緊急特別小口融資

2 制度融資の限度額は、次のとおりとする。

(1) 大和高田市特別融資の場合は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額とする。ただし、ア及びイを併用した場合の限度額は、1,000万円とする。

ア 設備資金に対する融資限度額 1,000万円

イ 運転資金に対する融資限度額 600万円

(2) 大和高田市緊急特別小口融資の場合は、運転資金の50万円とする。

3 制度融資の利率は、市長と取扱金融機関が締結する覚書により定められた利率とする。

4 制度融資の期間は、次のとおりとする。

(1) 大和高田市特別融資の場合は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間とする。

ア 設備資金に対する融資期間 6月以内の据置期間を含み6年以内

イ 運転資金に対する融資期間 6月以内の据置期間を含み5年以内

(2) 大和高田市緊急特別小口融資の場合は、1年以内とする。

5 償還の方法は、毎月元金均等分割償還とする。

(制度融資の対象となる中小企業者の条件)

第4条 制度融資の対象となる中小企業者の条件は、次条の書類の提出時において、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 個人にあつては、1年以上、本市の住民基本台帳に記録されている住所(外国人にあつては、本市の外国人登録原票に登録されている居住地)を有していること。

(2) 法人にあつては、1年以上、事業所の本店が本市に登録されていること。

(3) 同一事業を1年以上営んでおり、今後もその事業を継続して営むことが確実であること。

(4) 市税を滞納していないこと。ただし、災害等市長が不測の事態と認めるときは、この限りでない。

(5) 保証協会の信用保証を受けることができること。

(6) 第6条に定める市補給制度の適用を受けていないこと。

(7) 法人にあつては、当該法人の代表者が当該制度融資の連帯保証人になっていること。

(8) 制度融資を受けようとする中小企業者の個別の事情により、保証協会が必要と認める連帯保証人を有すること。

(9) 許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあつては、その許可、認可等を受けていること。

(制度融資に係る書類の提出等)

第5条 制度融資の適用を受けようとする者は、保証協会への信用保証の申込みをする前に、次に掲げる書類を取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 保証協会に信用保証の申込みをするために必要とする書類

ア 信用保証委託申込書

イ 申請者の印鑑の証明書

ウ 連帯保証人を有する場合にあつては、その者の印鑑証明書

エ 個人にあつては、確定申告書の写し

オ 法人にあつては、登記事項証明書、定款及び決算書の写し

カ 許可、認可等を必要とする事業を営む者にあつては、その許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

キ 制度融資のうちの設備資金に対する融資を受けようとする場合にあつては、当該設備の見積書等

ク その他保証協会が信用保証の申込みに当たり提出を求める書類

(2) その他の書類

ア 市税の滞納がないことを証する書類

イ 申請者の住民票等の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該提出書類を保証協会へ送付するものとする。

3 制度融資の保証の決定は、保証協会が行う。

（市補給制度）

第6条 市長は、制度融資を受ける中小企業者の金融負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、次に掲げる施策（以下「市補給制度」という。）を実施する。

（1） 債務保証料の補給 中小企業者が保証協会へ支払う債務保証料の補給。必要事項は、市長と保証協会とが交わす融資保証に関する覚書に定める。

（2） 借入金に係る利子の補給 中小企業者が取扱金融機関へ支払う借入金に係る利子の補給。内容は次のとおりとする。

ア 利子補給金の額は、制度融資において市と取扱金融機関との覚書に規定する貸付利率の2分の1以内（年率1パーセントを限度とする。）の金額に相当する額とする。

イ 利子補給金の算出期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

ウ 当該融資の期間中において、次に掲げる事由に該当する場合は、当該事由が判明した日に属する月から利子補給を停止する。

（ア） 個人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されていないこと（外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されていないこと。）。

（イ） 法人にあっては、本市に登録されている事務所を有していないこと。

（ウ） 奈良県信用保証協会が融資を受けた者に代わって金融機関に借入金の代位弁済を行ったとき。

2 市長は、取扱金融機関に対して前項第2号アの利子補給に必要な資金を、予算の範囲内において、預託することができる。この場合において、預託に関し必要な事項は当該取扱金融機関との覚書で定めるものとする。

（市補給制度の適用）

第7条 市補給制度の適用を受けようとする者は、制度融資の決定後、直ちに次に掲げる書類を市長に提出し市補給制度の適用を申請しなければならない。

（1） 債務保証料の補給を受けようとする場合は、債務保証料補給申請書（様式第1号）

（2） 借入金に係る利子の補給を受けようとする場合は、利子補給申請書（様式第2号）のほか返済予定表の写し及び委任状

2 市長は、前項の規定により受理した申請書等の内容を確認した上で、市補給制度を適用する旨を通知する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（中小企業債務保証料の補給に関する規則の廃止）

2 中小企業債務保証料の補給に関する規則（昭和39年規則第15号）は、廃止する。

（中小企業者への利子の補給に関する規則の廃止）

3 中小企業者への利子の補給に関する規則（昭和49年規則第15号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この規則の規定は、施行日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

債務保証料補給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 大和高田市
氏名 印

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保証金額 _____ 円
融資月数 _____ 月
保証協会受付番号
保証料率

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

利子補給申請書

申請人 住所 大和高田市
氏名 印

下記のとおり 大和高田市特別融資 大和高田市緊急特別小口融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

- 1 借入金額 ¥
- 2 借入年月日 年 月 日
- 3 借入利率 年利 %
- 4 償還期間及び条件

償還期間	初回返済日	年 月 日
	最終返済日	年 月 日
条件	毎月 ¥	均等償還
	ただし最終回は、¥	

規則第8号

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則(平成17年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 外科
- (8) 人工透析科

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則第9号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「人事グループ」を「人事係」に、「財政グループ」を「財政係」に、「固定資産税グループ」を「固定資産税係」に、「市民税グループ」を「市民税係」に、「保護係」を「保護グループ」に、「児童福祉・次世代育成係」を「児童福祉係」に、「国保給付係」を「国保給付グループ」に、「保険係」を「保険グループ」に、

「

企画総務課	企画総務グループ 指導係
環境衛生課	美化第1係 美化第2係 美化第3係
環境整備課	施設管理グループ

」を

「

企画整備課	企画総務グループ 施設管理グループ
美化推進課	美化第1係 美化第2係 美化第3係

5

」に改める。

第4条第1項企画政策部の部人事課の款中「人事グループ」を「人事係」に改める。

第4条第1項財務部の部財政課の款中「財政グループ」を「財政係」に改める。

第4条第1項財務部の部税務課の款中「固定資産税グループ」を「固定資産税係」に、「他のグループ」を「他の係」に、「市民税グループ」を「市民税係」に改める。

第4条第1項福祉部の部保護課の款中「保護係」を「保護グループ」に、

「（2） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（2） 課内の他のグループの補助に関すること。」に改める。

第4条第1項福祉部の部児童福祉課の款中「児童福祉・次世代育成係」を「児童福祉係」に改める。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款中「国保給付係」を「国保給付グループ」に、

「（6） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（6） 課内の他の係又はグループの補助に関すること。」に、

「保険係」を「保険グループ」に、

「（4） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（4） 課内の他のグループの補助に関すること。」に改める。

第4条第1項環境建設部の部建築住宅課の款建築営繕係の項を次のように改める。

建築営繕係

- （1） 建築工事の計画、設計、施工及び監理に関すること。
- （2） 他課から委託を受けた建築工事の設計及び監理に関すること。
- （3） 建築物の耐震診断及び耐震改修に関すること。
- （4） 市営住宅等の建設計画及び維持管理に関すること。
- （5） 課の他の係の補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター企画総務課の款を次のように改める。

クリーンセンター企画整備課

企画総務グループ

- （1） 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- （2） 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- （3） 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。

- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
- (9) 処理手数料の徴収に関すること。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
- (11) 課内の他のグループの補助に関すること。

施設管理グループ

- (1) ごみ処理施設の整備計画に関すること。
- (2) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (4) 焼却炉残灰等の運搬及び最終処分に関すること。
- (5) リサイクル施設の運営管理に関すること。
- (6) 資源物分別整理に関すること。
- (7) 課内の他のグループの補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター環境整備課の款を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、平成23年4月1日をもって、新所属の欄に掲げる部課に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
環境建設部	クリーンセンター企画総務課	環境建設部	クリーンセンター企画整備課
環境建設部	クリーンセンター環境整備課	環境建設部	クリーンセンター企画整備課

(大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

3 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成11年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第28条中「クリーンセンター企画総務課」を「クリーンセンター企画整備課」に改める。

規則第12号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員）

第2条の2 条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の

勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第2条の2第3号イの規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第3条の2第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第5条第3項中「第3条の2第2項」を「第3条の2第2項本文」に改める。

第11条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「第3条の2」を「第3条の2第2項本文」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員）

第14条の2 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第15条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「第3条の2第2項」を「第3条の2第2項本文」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条の2関係）

育児休業承認請求書

		年 月 日	
殿		請求者	所 属 職 名 氏 名
下記のとお	育 児 休 業 の 承 認 育 児 休 業 の 期 間 の 延 長	を請求します。	印

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、大和高田市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第7号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する□には、印を記入すること。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号(第11条関係)

育児短時間勤務承認請求書

	年	月	日
殿			
育児短時間勤務の承認 下記のとおり	請求者	所属 職名 氏名	印
育児短時間勤務の期間の延長	を請求します。		
1 請求に係る子	氏名		
	続柄		
	生年月日	年	月 日 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認		
	(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年	月	日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項第 号の勤務の形態)		
	勤務の日 及び 時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年	月	日から 年 月 日まで
	年	月	日から 年 月 日まで
6 備考			

(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。

4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

5 該当する口には、印を記入すること。

様式第5号(第15条関係)

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日			
殿	請求者 所属 職 名 氏 名 印		
下記のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日 年 月 日生		
2 請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 請求に係る子について、(ア) 職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ) 託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 4 該当する□には、**レ**印を記入すること。
(裏)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	任命権者印	備 考
	午 前	午 後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則第14号の2

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第37号-3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,530円」に、「56,930円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,270円」に、「28,470円」を「28,360円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第2号

大和高田市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

大和高田市電気工作物保安規程（昭和40年訓令第3号）を次のように改正する。

第1条の見出しを「趣旨」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第1条 この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1

項の規定に基づき、次に掲げる本市の事務所及び事業場における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(法令等の遵守)」に改め、同条中「管理者及び従業者」を「設置者及び職員」に改め、「電気関係法令」の次に「(以下「法令」という。)」を加え、「規程」を「訓令」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第3条中「この規程」を「市長は、この訓令」に改める。

第4条の見出しを「(訓令の改正等)」に改め、同条中「この規程」を「市長は、この訓令」に、「又は改正」を「若しくは改正」に、「主任技術者」を「次条に規定する主任技術者」に改める。

第5条中「及び」を「又は」に改め、「保安業務」の次に「(以下「保安業務」という。)」を加え、「法第72条」を「法第43条」に、「任命権者」を「市長」に改める。

第6条第1項中「電気工作物」を「市長は、電気工作物」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「主任技術者」を「市長は、主任技術者」に改め、同条第3項中「法令」を「市長は、法令」に改め、同条第4項中「所管官庁」を「市長は、所管官庁」に改める。

第7条第1項中「又は」を「及び」に改め、同条第2項中「規程」を「訓令」に、「又は」を「及び」に、「保安の監督」を「保安監督」に改める。

第8条の見出し中「従業者」を「職員」に改め、同条中「者は」を「職員は」に改める。

第9条第1項中「場合に」を「場合には」に改め、同条第2項中「主任技術者の」を「、主任技術者の」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「主任技術者」を「市長は、主任技術者」に改め、同項第1号中「主任技術者が」を削り、「認めるとき」を「認められたとき」に改め、同項第2号中「主任技術者が」を削り、「規程」を「訓令」に改め、同項第3号中「主任技術者が」を削る。

第11条中「者」を「職員」に、「事業場」を「事務所又は事業場」に改める。

第12条中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に、「者」を「職員」に、「非常災害の」を「非常災害が」に改める。

第13条第1項中「電気工作物」を「市長は、電気工作物」に改め、同条第2項中「電気工作物の安全」を「、電気工作物の安全」に改め、「(以下「保修工事」という。)」を削り、「所属長」を「市長」に改める。

第14条第1項中「電気工作物の工事計画」を「主任技術者は、電気工作物に関する工事」に、「所属長」を「、所属長」に改め、同条第2項中「電気工作物」を「市長は、電気工作物」に、「施工」を「実施」に改め、同条第3項中「電気工作物」を「市長は、電気工作物」に、「請負わせる」を「請け負わせる」に改め、同条第4項中「工事の実施」を「市長は、工事の実施」に改める。

第15条第1項中「点検」を「、点検」に改め、同条第2項中「前項に定める」を「前項の」に、「年度実施計画」を「、年度実施計画」に改める。

第16条中「巡視」を「主任技術者は、巡視」に、「法令」を「、法令」に、「又はその使用」を「、又はその使用」に改める。

第17条中「事故」を「主任技術者は、事故」に、「その原因」を「、その原因」に改める。

第18条第1項中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に改め、同条第2項第2号中「に関し、修理し又は使用を停止し、若しくは制限する等の」を「の場合の修理又は使用停止若しくは制限等に関する」に改め、同項第3号中「必要に応じ」を削る。

第19条中「台風」を「所属長は、台風」に、「従業者」を「職員」に改める。

第21条第1項中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に、「別表第1」を「、別表第1」に改め、同条第2項中「別表第2」を「、主任技術者が別表第2」に改める。

第23条中「別」を「、別」に改める。

第24条中「受電室」を「所属長は、受電室」に、「設けることとする」を「設けなければならない」に改める。

第25条中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に、「測定器具類は、」を「測定器具類を」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第26条中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に、「取扱い説明書等については、」を「取扱説明書等を」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第27条中「関係官庁」を「主任技術者は、関係官庁」に、「主要文書については、その」を「主要文書の」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保安業務の委託等)

第28条 市長は、主任技術者を選任することができない場合は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項の規定に基づき、主任技術者を置かず、同令第52条の2に規定する要件に該当する者(以下「受託者」という。)に保安業務を委託することができる。

2 受託者は、保安業務を受託した場合は、この訓令及び電気工作物の保安業務に関する契約書により、その職務を誠実に行わなければならない。

3 市長は、保安業務のため必要な事項を受託者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

4 市長は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため連絡代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

5 市長は、前2項に変更が生じた場合は、直ちに受託者に通知するものとする。

6 市長は、必要に応じて連絡責任者又は連絡代務者を、受託者の行う保安業務に立ち会わせるものとする。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第3号

作業班設置規程及び大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

作業班設置規程及び大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

(作業班設置規程の一部改正)

第1条 作業班設置規程(昭和42年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「環境整備課に」を「企画整備課に」に、「環境整備課の」を「環境整備の」に改める。

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第2条 大和高田市決裁規程(昭和9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項第8号中「企画総務課長」を「企画整備課長」に改め、同号に次のように加える。

カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。

別表第2の6の項第10号を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

告示第136-2号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、介護保険法第42条の

2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 申請者
有限会社 ソフト (取締役 西邊 美智子)
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
奈良県大和高田市材木町5番49号 高田ハイツ102号
- 3 事業所の名称
つぼみ
蓄楽路
- 4 指定する事業所の住所
奈良県大和高田市大谷349番地1
- 5 事業所の種類
地域密着型小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 6 指定年月日
平成22年12月1日
- 7 指定有効期限
平成28年11月30日(指定年月日より6年間)
- 8 介護保険事業所番号
2990200012

(保健部介護保険課)

告示第22号

大和高田市産業振興協議会設置要綱を次のように定める。

平成23年3月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市産業振興協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における産業の振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与することを目的として、大和高田市産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(会務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 産業の振興及び情報交換に関する事項
- (2) 中小企業の振興及び育成に関する事項
- (3) その他地域経済の振興及び活性化に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 大和高田商工会議所が推薦した者
- (2) 商工団体が推薦した者
- (3) 農業団体が推薦した者
- (4) 市民団体が推薦した者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の決定により公開しないことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第23号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年3月15日

大和高田市長 吉田誠克

記

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 職権消除日 | 平成23年3月15日 |
| 2. 職権消除される者 | 市役所前の掲示場に掲示済み。 |

告示第24号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年3月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年12月7日、同月9日、同月13日、同月15日、同月16日、同月21日

告示第25号

大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年告示第124号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条第3項中「するものとする」を「委託するものとする」に改める。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 精神障害を事由とする障害年金又は特別障害給付金を受給している者

(5) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）を受給している者

(6) 精神障害者であることが確認できる内容の医師の診断書を有している者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市内に住所を有しない障害者等であっても事業を利用することができるものとする。

第6条第1項中「者及びその家族」を「障害者等又はその家族」に、「、市長」を「市長」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「、申請者」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

第12条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項第1号中「利用者が第2条」を「第3条」に改め、同項第2号中「利用者が死亡又は長期の入院により事業の利用の必要がなくなった」を「死亡した」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 入院その他の事由により3月以上事業を利用しなかったとき。

(4) センターの遵守事項を守らなかったとき。

第8条第2項中「、事業」を「事業」に、「様式第5号」を「様式第6号」に、「、利用者に通知する」を「利用者に通知し、利用者に対して利用者証の返還を求める」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）」を

「利用者」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に、「、利用者」を「利用者」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により事業の利用決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)に対し、地域活動支援センター利用者証(様式第3号。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

2 利用者証の有効期間は、前条第2項の規定による事業の利用の決定をした日から翌年の当該日が属する月の末日までの期間を上限とする。ただし、当該決定を行った日が月の初日の場合は、翌年の当該日が属する月の前月の末日までの期間を上限とする。

3 利用者は、センターを利用するときは、利用者証を提示しなければならない。

4 利用者が有効期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期間満了の日の前30日までに前条第1項の規定による申請を行わなければならない。

様式第6号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号中

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳番 号		精神保健福 祉手帳番号	
---------------	--	------------	--	----------------	--

」を

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳番 号		精神保健福 祉手帳番号	
精神障害で ある事由	<input type="checkbox"/> 障害年金受給 <input type="checkbox"/> 特別障害給付金 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 医師の診断書				

」に、

「

利用 計画 等・ 備考					
----------------------	--	--	--	--	--

」を

「

申請する支援の内容	種別	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター I型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センター II型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センター III型
	内容	

」に改める。

様式第2号中

「

内 容	
-----	--

」を

「

有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用条件	

※更新しようとする場合は、利用申請を有効期間満了の日の30日前までに申請してください。

」に改め、

同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第7条関係)

(表面)

地域活動支援センター 利 用 者 証		利用者番号 第 号
利用者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	性 別
障害認定期間		年 月 日 ~ 年 月 日
有 効 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日		大和高田市長

(裏面)

	契 約 期 間	事 業 者 名	
契約期間	~ 年 月 日	事業者名 :	事業者確認印 印
	年 月 日		
	~ 年 月 日	事業者名 :	事業者確認印 印
	年 月 日	事業者名 :	事業者確認印 印
	~ 年 月 日	事業者名 :	事業者確認印 印
	年 月 日		

	年 月 日 ～ 年 月 日	事業者名：	事業者確認印 印
	年 月 日 ～ 年 月 日	事業者名：	事業者確認印 印

（備考欄）

（注意事項）

- 1 サービスを受けようとするときは、必ずこの利用者証を地域活動支援センター事業者に提示してください。
- 2 利用の資格がなくなったときは、直ちにこの利用者証を市に返却してください。
- 3 この利用者証の記載事項に変更があったときは、直ちにこの利用者証を添えて、市長にその旨を届け出てください。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の要綱第7条第2項の規定は、この告示の施行日以後に交付する利用者証の有効期間について適用し、施行日前に交付した利用者証の有効期間については、なお従前の例による。

告示第26号

大和高田市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市障害者（児）移動支援事業実施要綱（平成18年告示第120号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者と」を「ものと」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、この事業の対象者とすることができる。

第3条中「次の各号」を「次」に改める。

第6条第1項中「者及びその家族」を「障害者等又はその家族」に改め、同条第2項及び第3項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第8条第2項中「ときは、」の次に「利用者に対して」を加える。

第9条第1項第1号中「対象者が」を削り、同項第2号中「対象者が死亡又は長期の入院により事業の利用の必要がなくなった」を「死亡した」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）入院その他の事由により3月以上事業を利用しなかったとき。

第9条第2項中「通知する」を「通知し、利用者に対して利用者証の返還を求める」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

別表中「・下肢」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日にこの告示による改正前の大和高田市障害者（児）移動支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市障害者（児）移動支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

告示第27号

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第121号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、利用者」を「利用者」に改める。

第7条第1項第1号中「利用者が」を削り、同項第2号中「利用者が死亡又は長期の入院により事業の利用の必要がなくなった」を「死亡した」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 入院その他の事由により3月以上事業を利用しなかったとき。

別表第2中

「

精神 障害	4時間未満	1,570円
	4時間以上 8時間未満	3,150円
	8時間以上 12時間未満	4,730円

食事加算	1回につき	420円
入浴加算	1回につき	400円
送迎加算	片道につき	540円

※ 身体障害児、知的障害児及び精神障害児は、知的障害の単価表を準用する。

」を

「

精神 障害	4時間未満	1,570円
	4時間以上 8時間未満	3,150円
	8時間以上 12時間未満	4,730円

※ 身体障害児、知的障害児及び精神障害児は、知的障害の単価表を準用する。

食事加算	1日につき	420円
入浴加算	1日につき	400円
送迎加算	片道につき	540円

備考

- 1 食事加算は、利用者に食事の提供を行う体制を確保している施設において、食事を提供することになっている利用者に食事を提供した場合、1日について420円を所要額とする。
- 2 入浴加算は、利用者に入浴サービスの提供を行う体制を確保している施設において、入浴サービスを提供することになっている利用者に入浴の介助を行った場合、1日について400円を所要額とする。
- 3 送迎加算は、障害者等の心身の状況、保護者、家族の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる障害者等に対し、その居宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき540円を所要額とする。

」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第28号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則（昭和46年規則第11号）に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 委託した者

氏名	住所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
吉村真規子	大和高田市大字池田481番地21
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成23年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

1 受託者の住所・氏名

- (1) 大和高田市大字池田418番地の1
社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

3 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

告示第30号

平成23年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成22年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成23年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 6 平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 7 平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 8 平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 9 平成23年度大和高田市水道事業会計予算
- 10 平成23年度大和高田市立病院事業会計予算
- 11 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 12 平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 13 平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 14 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 15 平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第3号)
- 17 平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

平成23年度一般会計予算

平成23年度大和高田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ23,250,000千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		6,617,000
	1 市民税	3,070,000
	2 固定資産税	2,741,000
	3 軽自動車税	105,000
	4 たばこ税	283,000
	5 都市計画税	418,000
2 地方譲与税		127,000
	1 地方揮発油譲与税	37,000
	2 自動車重量譲与税	90,000
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		22,000
	1 配当割交付金	22,000
5 株式等譲渡所得割交付金		8,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,000
6 地方消費税交付金		480,000
	1 地方消費税交付金	480,000
7 自動車取得税交付金		27,000
	1 自動車取得税交付金	27,000
8 地方特例交付金		110,000
	1 地方特例交付金	110,000
9 地方交付税		6,590,000
	1 地方交付税	6,590,000
10 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000

(円千：立単)		(単位：千円)	
款	項	金額	
11 分担金及び負担金		273,447	
008.857.1	1 分担金	2,840	
008.857.1	2 負担金	270,607	
12 使用料及び手数料		655,078	
	1 使用料	362,191	
	2 手数料	292,887	
13 国庫支出金		4,201,374	
	1 国庫負担金	4,018,209	
	2 国庫補助金	157,313	
	3 国庫委託金	25,852	
14 県支出金		1,396,046	
	1 県負担金	810,602	
	2 県補助金	474,488	
	3 県委託金	110,956	
15 財産収入		15,781	
	1 財産運用収入	14,780	
	2 財産売払収入	1,001	
16 寄附金		1	
	1 寄附金	1	
17 繰入金		724,000	
	1 基金繰入金	724,000	
18 諸収入		237,473	
	1 延滞金加算金及び過料	5,000	
	2 市預金利子	600	
	3 貸付金元利収入	10,785	

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑入	221,088
19 市債		1,728,800
	1 市債	1,728,800
歳入	合計	23,250,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		308,406
	1 議会費	308,406
2 総務費		2,694,147
	1 総務管理費	2,091,598
	2 徴税費	302,931
	3 戸籍住民基本台帳費	146,681
	4 選挙費	114,378
	5 統計調査費	12,285
	6 監査委員費	26,274
3 民生費		9,898,841
	1 社会福祉費	3,635,719
	2 児童福祉費	3,359,246
	3 生活保護費	2,903,572
	4 災害救助費	304
4 衛生費		2,468,550
	1 保健衛生費	883,798
	2 清掃費	1,584,752
5 労働費		23,820
	1 労働諸費	23,820
6 農林水産業費		127,911
	1 農業費	127,911
7 商工費		114,328
	1 商工費	114,328
8 土木費		1,268,288
	1 土木管理費	174,663

(千円)		(単位：千円)	
款	項	金額	
	2 道路橋りょう費	82,567	
	3 都市計画費	894,948	
	4 住宅費	116,110	
9 消防費		840,236	
	1 消防費	840,236	
10 教育費		1,905,497	
	1 教育総務費	320,731	
	2 小学校費	235,277	
	3 中学校費	103,678	
	4 高等学校費	348,161	
	5 幼稚園費	246,606	
	6 社会教育費	397,566	
	7 保健体育費	253,478	
11 災害復旧費		4	
	1 公共土木施設災害復旧費	4	
12 公債費		3,579,972	
	1 公債費	3,579,972	
13 予備費		20,000	
	1 予備費	20,000	
	歳 出 合 計	23,250,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成23年度以降 事業満了まで	借入金10,000,000千円 とこれに対する利子の 合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する本郷大中線街路事業用地取得事業(平成23年度分)	平成23年度以降 事業満了まで	大和高田市土地開発公社が平成23年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
オープンシステム開発委託料 (税・福祉・保険・水道等)	平成25年度末まで	191,336千円
公共建物清掃業務	平成25年5月末まで	55,319千円
本庁舎宿直業務	平成25年5月末まで	15,553千円
戸籍システム機器借上料	平成28年12月末まで	22,700千円
文化会館総合管理等業務	平成26年6月末まで	89,100千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地事業	千円 7,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃
借換債 (総合福祉会館)	633,300	〃	〃	〃
借換債 (公営住宅)	24,800	〃	〃	〃
借換債 (義務教育施設)	33,000	〃	〃	〃
計	1,728,800			

平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,163,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,651,967
	1 国民健康保険税	1,651,967
2 使用料及び手数料		39
	1 手数料	39
3 国庫支出金		2,815,764
	1 国庫負担金	1,617,574
	2 国庫補助金	1,198,190
4 療養給付費等交付金		285,588
	1 療養給付費等交付金	285,588
5 前期高齢者交付金		1,718,139
	1 前期高齢者交付金	1,718,139
6 県支出金		364,233
	1 県負担金	55,199
	2 県補助金	309,034
7 共同事業交付金		844,602
	1 共同事業交付金	844,602
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		469,586
	1 一般会計繰入金	469,585
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		13,581
	1 延滞金加算金及び過料	323
	2 市預金利子	1
	3 療養費等指定公費返還金	672

(千円:並)		(単位:千円)	
款	項	金額	
	4 雑入	12,585	
歳入	合計	8,163,500	

(千円:並)		(単位:千円)	
款	項	金額	
1 総務費		171,168	
	1 総務管理費	145,652	
	2 徴税费	25,056	
	3 運営協議会費	460	
2 保険給付費		5,695,075	
	1 療養諸費	5,047,138	
	2 高額療養費	593,832	
	3 出産育児諸費	50,005	
	4 葬祭諸費	3,900	
	5 移送費	200	
3 後期高齢者支援金等		921,478	
	1 後期高齢者支援金等	921,478	
4 前期高齢者納付金等		2,775	
	1 前期高齢者納付金等	2,775	
5 介護納付金		399,886	
	1 介護納付金	399,886	
6 共同事業拠出金		844,607	
	1 共同事業拠出金	844,607	
7 保健事業費		88,123	
	1 特定健康診査等事業費	75,118	
	2 保健事業費	13,005	
8 基金積立金		1	
	1 基金積立金	1	
9 公債費		26,945	
	1 公債費	26,945	

(単位：千円)		
款	項	金額
10 諸支出金		12,942
	1 償還金及び還付加算金	9,824
	2 繰出金	1,446
	3 療養費等指定公費立替金負担金	672
	4 旧老人保健拠出金	1,000
11 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		8,163,500

平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成23年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		125,084
	1 外来収入	121,954
	2 その他検査等収入	3,130
2 使用料及び手数料		6,533
	1 手数料	6,533
3 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
4 繰入金		24,246
	1 基金繰入金	22,800
	2 特別会計繰入金	1,446
5 繰越金		6,603
	1 繰越金	6,603
6 諸収入		182
	1 市預金利子	1
	2 雑入	181
歳入	合計	162,700

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		83,823
	1 施設管理費	83,590
	2 研究研修費	233
2 医業費		78,289
	1 医業費	78,289
3 基金積立金		52
	1 基金積立金	52
4 公債費		36
	1 公債費	36
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		162,700

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
受付・料金計算業務委託料	平成25年度末まで	12,702千円

平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成23年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、290,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		56,000
	1 市預金利子	1
	2 雑入	55,999
歳入合計		56,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1 運用管理費	5
2 公債費		55,995
	1 公債費	55,995
歳出合計		56,000

平成23年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成23年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,161,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		345,339
	1 使用料	345,339
2 国庫支出金		290,000
	1 国庫補助金	290,000
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		693,950
	1 一般会計繰入金	693,950
5 諸収入		3,010
	1 市預金利子	10
	2 雑入	3,000
6 市債		828,900
	1 市債	828,900
歳入合計		2,161,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		950,232
	1 下水道事業費	950,232
2 公債費		1,210,568
	1 公債費	1,210,568
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳出合計		2,161,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 419,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
資本費平準化債	409,900	〃	〃	〃
計	828,900			

平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成23年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、290,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		43,997
	1 使用料	43,997
2 諸収入		3
	1 市預金利子	3
歳入合計		44,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場費		16,765
	1 駐車場費	16,765
2 公債費		27,135
	1 公債費	27,135
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		44,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
駐車場管理計算機借上料	平成28年度末まで	3,230千円

平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成23年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,618,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		869,654
	1 介護保険料	869,654
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		1,006,421
	1 国庫負担金	776,190
	2 国庫補助金	230,231
4 支払基金交付金		1,316,895
	1 支払基金交付金	1,316,895
5 県支出金		657,363
	1 県負担金	642,892
	2 県補助金	14,471
6 財産収入		151
	1 財産運用収入	151
7 繰入金		766,719
	1 一般会計繰入金	719,455
	2 基金繰入金	47,264
8 諸収入		795
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 市預金利子	60
	3 雑入	725
歳入合計		4,618,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		150,260
	1 総務管理費	109,170
	2 徴収費	3,160
	3 介護認定審査会費	37,463
	4 介護保険運営協議会費	467
2 保険給付費		4,366,408
	1 給付諸費	4,366,408
3 地域支援事業費		90,545
	1 介護予防事業費	23,964
	2 包括的支援事業・任意事業費	66,581
4 基金積立金		8,899
	1 基金積立金	8,899
5 公債費		230
	1 公債費	230
6 諸支出金		1,658
	1 償還金及び還付加算金	1,658
歳 出 合 計		4,618,000

平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成23年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ548,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		349,673
	1 後期高齢者医療保険料	349,673
2 繰入金		191,394
	1 一般会計繰入金	191,394
3 諸収入		7,133
	1 市預金利子	60
	2 雑入	7,073
歳入合計		548,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		42,383
	1 総務管理費	41,018
	2 徴収費	1,365
2 後期高齢者医療広域連合負担金		498,402
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	498,402
3 保健事業費		6,739
	1 保健事業費	6,739
4 公債費		76
	1 公債費	76
5 諸支出金		500
	1 償還金及び還付加算金	500
6 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		548,200

平成23年度大和高田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度大和高田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	98,029人	外来患者数	223,260人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	268人	外来患者数	915人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	34,921千
			設備新設費	1千
			固定資産購入費	99,235千

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	6,871,152千円
第1項 医業収益	6,514,272千円
第2項 附帯事業収益	85,198千円
第3項 医業外収益	261,681千円
第4項 特別利益	10,001千円

支 出

第1款 病院事業費用	6,825,022千円
第1項 医業費用	6,378,952千円
第2項 附帯事業費用	89,470千円
第3項 医業外費用	315,599千円
第4項 特別損失	40,001千円
第5項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 247,389千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	225,784千円
第1項 企業債	131,000千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	94,780千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 その他資本収入	1千円
第6項 寄付金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	473,173千円
第1項	建設改良費	134,157千円
第2項	企業債償還金	236,951千円
第3項	投資	2千円
第4項	繰延勘定	101,562千円
第5項	その他資本支出	1千円
第6項	予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成24年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成24年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業 HCU整備事業	98,000千円 33,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 職員給与費 | 3,758,382千円 |
| 2. 交際費 | 400千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は470,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、744,266千円と定める。

平成23年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,500,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,500,000m ³
(2) 一日平均配水量	20,492m ³
(3) 平均給水件数	30,610件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	453,530千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業	収益	1,958,920千円
第1項	営業	収益	1,957,444千円
第2項	営業外	収益	1,351千円
第3項	特別	利益	125千円
		支	出
第1款	水道事業	費用	1,894,704千円
第1項	営業	費用	1,791,558千円
第2項	営業外	費用	85,146千円
第3項	特別	損失	16,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 374,180千円は当年度分損益勘定留保資金 231,671千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,647千円、建設改良積立金 56,762千円及び減債積立金73,100千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	312,276千円
第1項	企 業 債	100,000千円
第2項	負 担 金	212,276千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	686,456千円
第1項	建 設 改 良 費	500,972千円
第2項	企 業 債 償 還 金	183,484千円
第3項	予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場巡視点検及び 緊急対応業務委託	平成24年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	100,000千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 249,523千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,688千円と定める。

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470,954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,721,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費

は、「第2表 繰越明許費」による
(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		4,613,405	88,799	4,702,204
	1 国庫負担金	3,736,341	18,319	3,754,660
	2 国庫補助金	822,221	70,480	892,701
14 県支出金		1,462,662	70,859	1,533,521
	1 県負担金	756,799	72,932	829,731
	2 県補助金	565,167	△2,073	563,094
15 財産収入		551,110	△131,077	420,033
	2 財産売払収入	542,150	△131,077	411,073
16 寄附金		1,051	2,673	3,724
	1 寄附金	1,051	2,673	3,724
18 諸収入		249,494	3,000	252,494
	4 雑入	232,972	3,000	235,972
19 市債		2,205,300	1,436,700	3,642,000
	1 市債	2,205,300	1,436,700	3,642,000
歳入合計		24,250,810	1,470,954	25,721,764

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		226,374	△18,520	207,854
	1 議会費	226,374	△18,520	207,854
2 総務費		2,195,642	702,681	2,898,323
	1 総務管理費	1,631,903	702,681	2,334,584
3 民生費		9,526,467	545,370	10,071,837
	1 社会福祉費	3,486,955	269,331	3,756,286
	2 児童福祉費	3,226,143	276,039	3,502,182
4 衛生費		2,510,591	107,679	2,618,270
	1 保健衛生費	873,956	107,679	981,635
8 土木費		1,490,291	26,569	1,516,860
	3 都市計画費	1,092,992	13,069	1,106,061
	4 住宅費	163,252	13,500	176,752
10 教育費		3,277,213	23,545	3,300,758
	1 教育総務費	300,511	2,600	303,111
	2 小学校費	1,224,841	6,200	1,231,041
	3 中学校費	511,463	2,200	513,663
	4 高等学校費	355,294	800	356,094
	5 幼稚園費	244,372	800	245,172
	6 社会教育費	388,293	10,500	398,793
	7 保健体育費	252,439	445	252,884
12 公債費		3,306,948	83,630	3,390,578
	1 公債費	3,306,948	83,630	3,390,578
歳 出 合 計		24,250,810	1,470,954	25,721,764

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	保育所整備事業	8,000
		青少年会館整備事業	5,000
		仮称、土庫認定こども園新築事業	255,314
衛生費	保健衛生費	市立病院事業会計補助金	10,000
土木費	道路橋りょう費	道路維持工事	9,500
		道路新設改良事業	11,900
		側溝新設改良事業	24,427
	都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	5,208
		本郷大中線街路事業	30,000
	住宅費	市営住宅整備事業	13,500
教育費	小学校費	小学校耐震補強事業	858,367
	中学校費	中学校耐震補強事業	351,642
	社会教育費	文化会館整備事業	8,400

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 702,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
借換債 (公営住宅建設事業)	77,800	〃	〃	〃

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
仮称、土庫認定こども園新築事業	千円 14,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 236,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	919,800	〃	〃	〃	1,354,700	〃	〃	〃

平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成22年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,542千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,177,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,727,563	△45,714	1,681,849
	1 国民健康保険税	1,727,563	△45,714	1,681,849
3 国庫支出金		2,813,724	△250,947	2,562,777
	1 国庫負担金	1,786,939	△135	1,786,804
	2 国庫補助金	1,026,785	△250,812	775,973
4 療養給付費等交付金		390,259	46,767	437,026
	1 療養給付費等交付金	390,259	46,767	437,026
6 県支出金		343,035	1,004	344,039
	1 県負担金	52,060	1,247	53,307
	2 県補助金	290,975	△243	290,732
7 共同事業交付金		827,143	△32,072	795,071
	1 共同事業交付金	827,143	△32,072	795,071
9 繰入金		411,430	244,420	655,850
	1 一般会計繰入金	411,429	244,420	655,849
歳 入 合 計		8,214,207	△36,542	8,177,665

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		181,192	158	181,350
	1 総務管理費	156,435	158	156,593
2 保険給付費		5,561,548	△2,940	5,558,608
	3 出産育児諸費	53,787	△2,940	50,847
5 老人保健拠出金		12,614	△2,728	9,886
	1 老人保健拠出金	12,614	△2,728	9,886
6 介護納付金		377,380	△1,339	376,041
	1 介護納付金	377,380	△1,339	376,041
7 共同事業拠出金		827,148	△32,072	795,076
	1 共同事業拠出金	827,148	△32,072	795,076
8 保健事業費		85,258	1,206	86,464
	2 保健事業費	14,205	1,206	15,411
11 諸支出金		12,210	1,173	13,383
	1 償還金及び還付加算金	10,407	1,173	11,580
歳出合計		8,214,207	△36,542	8,177,665

平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		295,035	12,072	307,107
	2 雑入	295,034	12,072	307,106
2 市債		0	21,100	21,100
	1 市債	0	21,100	21,100
歳入合計		295,035	33,172	328,207

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		67,195	33,172	100,367
	1 公債費	67,195	33,172	100,367
歳出合計		295,035	33,172	328,207

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 21,100	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,132,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		685,032	13,069	698,101
	1 一般会計繰入金	685,032	13,069	698,101
歳入合計		2,119,484	13,069	2,132,553

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		925,282	1,500	926,782
	1 下水道事業費	925,282	1,500	926,782
2 公債費		1,193,802	11,569	1,205,371
	1 公債費	1,193,802	11,569	1,205,371
歳出合計		2,119,484	13,069	2,132,553

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	256,610

平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		188,340	553	188,893
	1 一般会計繰入金	188,340	553	188,893
歳入合計		540,291	553	540,844

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合負担金		486,931	553	487,484
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	486,931	553	487,484
歳出合計		540,291	553	540,844

平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成22年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(1) 総配水量	7,400,000m ³	100,000m ³	7,500,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,400,000m ³	100,000m ³	7,500,000m ³
(2) 一日平均配水量	20,274m ³	274m ³	20,548m ³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	2,003,989千円	△ 38,000千円	1,965,989千円
第1項 営業収益	2,002,118千円	△ 38,000千円	1,964,118千円

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,922,396千円	△ 24,150千円	1,898,246千円
第1項 営業費用	1,803,428千円	△ 24,150千円	1,779,278千円

平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成22年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
設備改良費	1千円	12,999千円	13,000千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	6,649,356千円	36,078千円	6,685,434千円
第1項 医業収益	6,233,709千円	782千円	6,234,491千円
第3項 医業外収益	315,623千円	35,296千円	350,919千円
支出			
第1款 病院事業費用	6,677,853千円	36,310千円	6,714,163千円
第1項 医業費用	6,210,363千円	8,416千円	6,218,779千円
第2項 附帯事業費用	92,495千円	25,348千円	117,843千円
第3項 医業外費用	335,715千円	2,546千円	338,261千円

第4条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「269,040千円」を「242,472千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	333,429千円	71,752千円	405,181千円
第1項 企業債	210,740千円	△40千円	210,700千円
第3項 負担金	122,685千円	71,792千円	194,477千円

支 出				
第1款	資 本 的 支 出	602,469千円	45,184千円	647,653千円
第1項	建 設 改 良 費	242,725千円	12,999千円	255,724千円
第4項	繰 延 勘 定	127,525千円	32,185千円	159,710千円
第5条	予算第6条を次のように改める。			
	(起債の目的)	(限度額)	(起債の方法)	(利率) (償還の方法)
	病院医療器械整備事業	210,700千円	証書借入	4.0%以内 政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
第6条	予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。			
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	1. 職 員 給 与 費	3,609,192千円	25,323千円	3,634,515千円
第7条	予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「490,000千円」を「597,679千円」に改める。			

告示第31号

大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第7条第1項中「前条」を「前条の規定」に、「申請者」を「申請者」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「各号」を「各号のいずれか」に改める。

第8条第1項第1号中「利用者が」を削り、同項第2号中「利用者が死亡又は長期の入院により事業の利用の必要がなくなった」を「死亡した」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入院その他の事由により3月以上事業を利用しなかったとき。

第11条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第32号

未納市税の差押執行通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、

次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年3月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成23年3月16日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第33号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成23年3月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 申請者
有限会社 かもん (代表取締役 米田 千代子)
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
奈良県大和郡山市矢田町4446-4
- 3 事業所の名称
グループホームいまざと元気村2
- 4 指定する事業所の住所
奈良県大和高田市今里町19-36
- 5 事業所の種類
地域密着型認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日
平成23年3月25日
- 7 指定有効期限
平成29年3月24日(指定日より6年間)
- 8 介護保険事業所番号
2990200038

(保健部介護保険課)

告示第34号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成23年3月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の私設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地の1

2 指定管理者となる団体

- (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
- (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地の1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

告示第35号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成23年3月25日

大和高田市長 吉田誠克

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の私設

- (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
- (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地

2 指定管理者となる団体

- (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
- (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地の1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

告示第36号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成23年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成23年3月25日

大和高田市長 吉田誠克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課

2. 縦覧期間 平成23年4月1日から平成23年5月2日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第37号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例

第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成23年3月3日、同月7日、同月9日、同月22日、同月24日、同月28日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第38号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び様式第1号中「交付額確定通知」を「交付決定通知」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

告示第39号

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部を改正する告示

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱(平成11年告示第153号)の一部を次のように改正する。

第9条第7項中「企画総務課」を「企画整備課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

告示第40号

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱(平成13年告示第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第5条中「あったときは、」の次に「速やかに」を加え、「福祉機器リサイクル事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、」を「その結果を」に改める。

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた給付の申請から適用し、同日前になされた給付の申請については、なお従前の例による。

告示第48号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成23年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第49号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成23年4月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成23年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所
大和高田市環境建設部契約監理室
- 2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

告示第50号

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に定める使用料の収納に関する事務、大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)に定める使用料の収納に関する事務、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第11条及び大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条及び別表に定める費用の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

大和高田市市長 吉田誠克

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1

社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2. 委託した事務の範囲

- (1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
- (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
- (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
- (4) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
- (5) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
- (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
- (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
- (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納
- (9) 高架下自転車保管所に係る移動費及び保管費の収納

3. 期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

4. 収納の方法

口頭、掲示及び自動管理機器による収納

公 告

公告第37号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により認可(平成10年4月奈良県告示第37号)を受けた事業計画の変更をしたいので、同法施行令(昭和34年政令147号)第3条の規定により、次のとおり公告し、当該認可を受けた事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該認可を受けた事業計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに大和高田市市長に意見書を提出することができる。

平成23年3月3日

大和高田市市長 吉田誠克

1 予定処理区域

昭和54年3月奈良県告示第796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第500号、平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号及び平成19年6月奈良県告示第121号のうち大字神楽、大字築山、大字野口、大字池田及び大字有井の一部予定処理区域を変更し、栄町、西三倉堂二丁目、東中二丁目及び曾大

- 根一丁目を予定処理区域に追加する。
- 2 完成予定年月日
平成30年3月31日
 - 3 認可を受けた事業計画の変更案の縦覧場所
大和高田市 上下水道部 下水道課
 - 4 縦覧期間
平成23年3月3日から平成23年3月17日まで
 - 5 意見書の提出
この認可を受けた事業計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市上下水道部下水道課へ平成23年3月17日までに必着するよう提出すること。

公告第38号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝池田地内管渠工事（25）・給配水管移設工事（G25）
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年6月30日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （6）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （3）受付期間 平成23年3月15日（火）から平成23年3月18日（金）まで （4）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （5）受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）

7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年3月18日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年3月15日(火)から平成23年3月25日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中100-1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年3月15日(火)から平成23年3月24日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年3月24日(木)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年3月29日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年3月30日(水)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者と

	します。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高3枝市場地内管渠工事(24)・給配水管移設工事(G24)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年6月30日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年3月15日(火)から平成23年3月18日(金)まで (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年3月18日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年3月15日(火)から平成23年3月25日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中100-1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年3月15日(火)から平成23年3月24日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年3月24日(木)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年3月29日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年3月30日(水)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者</p>

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,350,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第40号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示(平成23年3月8日 奈良県告示第393号)があったので、次のとおり公告する。

平成23年3月15日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1. 施工者の名称
大和高田市
2. 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画公園事業5・5・9号 大和高田市総合公園
3. 変更後の事業施工期間
昭和61年2月25日から平成28年3月31日まで
4. 事業地
大和高田市大字出字東半田、字南半田、大字曾大根字四丁田及び大字西坊城字鎌田地内

公告第41号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同条第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月15日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1. 都市計画の種類及び名称
大和都市計画公園事業5・5・9号 大和高田市総合公園
2. 認可番号及び年月日
奈良県指令公録第297号の1
平成23年3月8日
3. 告示番号及び年月日
奈良県告示第393号
平成23年3月8日

公告第42号

下記の委託業務について、受託事業者の選定に係る手続を開始するので公告する。

平成23年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1 名称 財務会計システム再構築業務委託
- 2 概要 本市は、「IT推進中期計画」に基づき、従来の汎用機を中心としたシステム構成からオープン化（ASP・SaaS利用を含む）による全体最適化を図ることができる新システムへと刷新することで、コスト削減だけでなく、業務効率及び住民サービスの向上を見据え、将来にわたって持続可能なシステムに再構築することを目指している。その第二段階として、財務会計システムの最適化を行うことを考えており、民間の高度な専門知識・技術やノウハウなどを活用した業務実施の提案を得るため、公募により本業務委託の受託事業者を決定する。
- 3 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- 4 詳細 大和高田市財務会計システム再構築業務委託に係る事業者選定実施要領（大和高田市ホームページからダウンロード可能）及び大和高田市財務会計システム再構築業務委託調達仕様書（会計課において配布）に定めるとおりとする。

公告第43号

平成23年度春期急性灰白髄炎予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成23年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 予防接種の種類 急性灰白髄炎予防接種
2. 予防接種対象者の範囲 生後3月から7歳6月に至るまでの間にある者
(生後18か月に達するまでの期間に2回受けることが望ましい。)
3. 実施日時及び場所

実施月日	場所	校区	実施月日	場所	校区
4月5日	保健センター	磐園校区	4月12日	保健センター	土庫・浮西校区
4月6日	保健センター	菅原校区	5月10日	保健センター	高田校区
4月8日	保健センター	浮孔校区	5月11日	保健センター	陵西校区
4月11日	保健センター	片塩校区	受付時間は、いずれも午後1時30分から午後2時30分まで		

※ 実施日時及び校区は厳守してください。

4. 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不适当者）
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - ※ 接種会場で測定した体温が37.5度を超えた者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) その他、予防接種を行うことが不適當な状態にある者（予防接種法施行規則（昭和23年

厚生省令第36号)から一部引用)

5. 予防接種を受けるに際し注意を要する者(予防接種要注意者)

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) 他の生ワクチン(麻しん、風しん、BCG等)の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン(DPT、DT、日本脳炎等)の接種を受けた後6日以上経過していない者

6. 注意事項

- (1) 下痢のある場合は、延期しましょう。
- (2) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。
- (3) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

公告第44号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の9第1項の規定により、北葛地区営農連絡協議会から申請があった農地利用集積円滑化事業規程を、承認しましたので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月22日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 北葛地区営農連絡協議会における農地利用集積円滑化事業規程を平成23年3月22日に承認
- 2 農地利用集積円滑化事業の種類
農地所有者代理事業
- 3 事業実施地域
大和高田市の全区域。なお、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。)とする。

公告第45号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年3月23日

大和高田市長 吉田誠克

教育委員会

教育委員会規則第2号

夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則を次のように定める。

平成23年3月2日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中学校の教育課程を修了していない大和高田市民のうち中学校卒業を希望するものに対して夜間における中学校教育を実施するために、樫原市が行う樫原市立畝傍中学校夜間学級(以下「夜間学級」という。)への就学に係る費用(以下「教育費負担金」という。)の一部(以下「就学費」という。)を夜間学級に在籍する生徒(以下「生徒」という。)から徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(教育費負担金)

第2条 教育費負担金は、物件費、補食費、通学費、校外活動費及び修学旅行費とする。

(就学費の徴収)

第3条 生徒から徴収する就学費は、次に掲げるものとする。

- (1) 補食費
- (2) 校外活動費
- (3) 修学旅行費

(就学費の徴収額)

第4条 前条の規定により大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が徴収する就学費は、教育費負担金として樫原市教育委員会が教育委員会へ請求する前条各号に掲げる費用の額とする。

(通知)

第5条 教育委員会は、就学費の額が決定したときは、その旨を生徒に通知するものとする。

(就学費の免除)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する生徒については、特に必要があると認めたときは、その者に対する就学費の全部を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯の者
- (2) 当該年度の住民税が非課税世帯の者
- (3) その他教育委員会が家庭状況を調査の上、就学費の徴収が困難であると認めた世帯の者

(免除の範囲)

第7条 就学費の免除の範囲は、当該年度の就学費を限度とする。

(免除の申請)

第8条 就学費の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学費免除申請書(様式第1号)に第6条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(免除の決定及び通知)

第9条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、その旨を就学費免除可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(免除の辞退)

第10条 就学費を免除する旨の決定を受けた者又は就学費の免除を受けている者(以下「免除決定者」という。)は、免除の対象でなくなったとき、又は免除を受ける必要がなくなったときは、速やかに就学費免除辞退届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(免除の取消し)

第11条 教育委員会は、免除決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、免除を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する就学費免除辞退届を提出したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、免除する旨の決定を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して、就学費免除辞退届を提出しないとき。
- (4) その他教育委員会が就学費を免除すべき理由が消滅したと認めたとき。

2 教育委員会は、免除を取り消したときは、その旨を就学費免除取消し通知書(様式第4号)により免除決定者に通知するものとする。

(教育長への権限の委任)

第12条 前条までに規定する教育委員会の権限は、大和高田市教育委員会事務委任規則(昭和33年規則第6号)第1条の規定により教育長に委任する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成23年度以降に就学した者について適用し、同年度前に就学した者については、なお従前の例による。

様式第1号(第8条関係)

就学費免除申請書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

住所

学年 組

氏名

印

電話番号

下記のとおり、就学費の免除を申請します。

学校名及び就学年数	橿原市立畝傍中学校夜間学級 就学年数 年		
免除の期間	年 月から 年 月まで		
免除を受けようとする理由	1 生活保護世帯である。 2 市町村民税が非課税世帯である。 3 その他特別な事情(具体的に記入してください。)		
	氏名	続柄	生年月日
家庭 状 況		本人	
		職業・勤務先又は学校名	

* 「家庭状況欄」は、生徒本人を含め申請時に生計を一にしている者全員を記載してください。

様式第2号(第9条関係)

就学費免除可否決定通知書

大高教学第 号
年 月 日

学年 組

様

大和高田市教育長 印

年 月 日付けで申請のありました就学費の免除について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 免除する。

* 修学旅行費の免除は、中学校に在籍する期間を通算して1回に限ります。

2 免除しない。

(理由)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は、大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第10条関係)

就学費免除除退届

年 月 日

大和高田市教育長 殿

住所

学年 組

氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった就学費の免除について、下記のとおり辞退します。

記

1 辞退する理由

2 辞退する理由の発生した年月日

年 月 日

様式第4号(第11条関係)

就学費免除取消し通知書

大高教学第 号
年 月 日

学年 組

様

年 月 日付け 第 号で決定のあった就学費の免除について、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しの時期

年 月から

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は、大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教育委員会規則第3号

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則(平成15年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水曜日」を「水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)が水曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会規則第4号

大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成23年3月29日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する等の規則

(大和高田市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第1条 大和高田市教育委員会事務委任規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号中「、公民館運営審議会委員」を削る。

(大和高田市中央公民館管理運営規則の一部改正)

第2条 大和高田市中央公民館管理運営規則(昭和47年教育委員会規則第2号)の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「第9条」を「。以下「条例」という。）第6条」に改める。

第3条の2中「第8条」を「第5条」に改める。

(大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部改正)

第3条 大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則(昭和58年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第6条」に改める。

(大和高田市公民館運営審議会規則の廃止)

第4条 大和高田市公民館運営審議会規則(平成15年教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会規則第5号

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会事務局組織規則(昭和33年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「管理係」の次に「、保健給食係」を加え、同項第2号中「学校教育グループ、保健給食係」を「学校教育係、商業高校事務係」に改め、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号中「文化振興グループ」を「文化振興係」に改め、同号を同項第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条中

「管理係

- (1) 学校教育施設の建設に関すること。
- (2) 学校その他教育施設の営繕保全に関すること。
- (3) 課内の他の係の補助に関すること。 」を

「管理係

- (1) 学校教育施設の建設に関すること。
- (2) 学校その他教育施設の営繕保全に関すること。
- (3) 課内の他の係の補助に関すること。

保健給食係

- (1) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (3) 学校給食に関すること。
- (4) その他学校保健、学校安全及び給食の指導に関すること。
- (5) 課内の他の係の補助に関すること。 」に改める。

第4条中「学校教育グループ」を「学校教育係」に、

「保健給食係

- (1) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (3) 学校給食に関すること。
- (4) その他学校保健、学校安全及び給食の指導に関すること。
- (5) 課内の他のグループの補助に関すること。 」を

「商業高校事務係

- (1) 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関すること。
- (2) 課内の他の係の補助に関すること。 」に改める。

第4条の3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる課等に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、施行の日をもって、それぞれに対応する右欄に掲げる課等に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属	新所属
学校教育課 保健給食係	教育総務課 保健給食係
商業高校事務管理課	学校教育課 商業高校事務係

(大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 3 大和高田市立学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「商業高校事務管理課長」を「学校教育課参事」に改める。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 学校給食との連絡並びに給食要員の派遣に関すること。
- (4) 学校保健及び学校安全の緊急処置に関すること。
- (5) 学校医の人事記録に関すること。
- (6) 児童生徒の健康診断に関すること。

別表第2の3の項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、第13号から第15号までを4号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 市立高田商業高等学校の運営管理に関する軽易なこと。

別表第2の5の項を削り、同表中6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月18日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成23年3月24日(木) 午後3時30分

場 所 大和高田市役所 4階 合同委員会室
議 案 第1号 教職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月23日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成23年3月25日（木）午前10時30分
場 所 大和高田市役所別棟 教育長室
議 案 第1号 行政職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月1日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2号」の次に「、第3号」を加え、「第6号」を「第7号」に、「第4号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）学用品等購入費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）及び通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）宿泊を伴わない校外活動費

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第7号

平成23年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,211人
6分の1の数 9,606人
50分の1の数 1,153人

選挙管理委員会告示第8号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月15日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年3月23日(水)午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 在外選挙人名簿の抹消について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第9号

平成23年3月23日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年3月24日に、次の場所で縦覧に供する。

平成23年3月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

記

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項及び第10項の規定に基づき設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、6区画とする。設置完了日は、平成23年3月23日とし、掲示のできる日は次のとおりである。

平成23年3月23日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 掲示の日 : 平成23年3月24日
- 2 設置場所 : 別紙(市役所前の掲示場に掲示済み。)

選挙管理委員会告示第11号

平成23年3月23日現在の奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1、50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月23日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19, 222人
 6分の1の数 9, 611人
 50分の1の数 1, 154人

選挙管理委員会告示第12号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月23日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年3月31日(木) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 平成23年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙人名簿について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第13号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西 清 一

- 1 期日前投票所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 2 期日前投票所を設ける期間 平成23年3月25日から平成23年4月9日まで

選挙管理委員会告示第14号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任します。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第15号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年3月24日 午後5時30分

2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 合同委員会室

選挙管理委員会告示第16号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月7日 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第17号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 不在者投票所
大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第18号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任した。

平成23年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第19号

平成23年3月31日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年4月1日に、次の場所で縦覧に供する。

平成23年3月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

選挙管理委員会告示第20号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100

号)第144条の2第4項、第5項及び第10項の規定に基づき設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、8区画とする。設置完了日は、平成23年3月31日とし、掲示のできる日は次のとおりである。

平成23年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 掲示の日 : 平成23年4月18日
- 2 設置場所 : 別紙(市役所前の掲示場に掲示済み。)

選挙管理委員会告示第21号

平成23年3月31日現在の奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,215人
6分の1の数 9,608人
50分の1の数 1,153人

選挙管理委員会告示第22号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

2分の1の数 1,494人

選挙管理委員会告示第23号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第24号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日時 平成23年4月10日 午後9時00分
- 2 場所 大和高田市幸町11番14号
大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第25号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第26号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 開票管理者 市役所前の掲示場に掲示済み。
2. 職務を代理すべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第27号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 期日前投票所
大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 2 期日前投票所を設ける期間
平成23年4月2日から平成23年4月9日まで

選挙管理委員会告示第28号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任します。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第29号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年4月1日 午後5時30分

2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第30号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月7日 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第31号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第32号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1. 不在者投票所
大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第33号

平成23年4月10日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第34号

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第35号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年4月1日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年4月10日(日) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 4階 会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月28日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- 日 時 平成23年4月11(月) 午後3時
- 場 所 大和高田市役所 4階 委員会室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第18条第6項について通知の件
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に
ついて
第4号 その他

公営企業**企業管理規程第3号**

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「給水グループ、管理係」を「管理・給水グループ」に改める。

第4条給水グループの項中「給水グループ」を「管理・給水グループ」に、

- 「(9) 課内の他の係又はグループの補助に関すること。」を
- 「(9) 諸施設の維持管理及び調査並びに処分に関すること。
- (10) 諸施設等の使用及び貸与に関すること。

- (11) 水質検査及び水質の安定向上に関する事。
- (12) 公用車の整備及び管理に関する事。
- (13) 公用車の配車及び安全運転の指導に関する事。
- (14) 配水施設の操作に関する事。
- (15) 県営水道の受水に関する事。
- (16) 水圧調整に関する事。
- (17) 配水用薬品の保管に関する事。
- (18) 課内の他のグループの補助に関する事。」に改める。

第4条管理係の項を削る。

第4条の2中「給水グループ」を「管理・給水グループ」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

水道事業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成23年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1・受託者の氏名

- ・中村京子
- ・岡本智恵子
- ・鞍田トヨ子

2・委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成23年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名

代表者名

所在地

(株)リュウビ・エンジニアリング

笠井昌志

大阪市平野区平野西6丁目3番8号